

令和4年度「神武東遷」認知拡大・観光誘客推進事業 業務委託仕様書

1. 業務の名称

令和4年度「神武東遷」認知拡大・観光誘客推進事業

2. 実施の背景・目的

本市は日本最古の歴史書といわれる古事記・日本書紀に記された「神話」の舞台でもあることから、「神話」を含めた「食」「スポーツ」「花」をテーマに様々な観光誘客の推進を行っている。現在、その中でも初代天皇「神武天皇」が宮崎を出立し、奈良・橿原にて即位されるまでのストーリーである「神武東遷」を様々な機会にて認知拡大や観光誘客の素材としての活用に取り組んでいるところである。

令和3年は、地元住民への「神武東遷」の認知拡大を図ることを目的とし、同様のイベントを実施した。令和4年は県内外での更なる認知拡大と、観光コンテンツとしての誘客を推進していきたい。

3. 概要

(1) 名称

事業者の提案とする。

※「宮崎の神話」の品位を損なわない名称とするよう配慮すること。

(2) 実施時期

日程 令和5年2月11日（土） 建国記念日

時間 午前10時から午後8時

(3) 会場及び駐車場

会場 宮崎神宮（イベントのメイン会場は東神苑とする。）

駐車場 宮崎神宮西神苑 及び 宮崎公立大学体育館駐車場

（東神苑の一部を駐車場として使用する提案も可とする。）

4. 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）

5. 委託金額（提案限度額）

8,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

- ・事業実施と直接の関係が認められない経費は積算の対象外とする。
- ・開催にかかる全ての費用を受託者負担とする。

- ・宮崎市から支払われる委託料に事業者の自己資金を継ぎ足して、「神武東遷」に関連する事業・イベント等を実施することは、これを妨げない。

6. 業務委託内容

「実施の背景・目的」の達成に向け、イベント開催に必要な企画・制作・設営・運営・広報・撤去等に係る一切の業務を委託する。

○運営関係について

- (1) イベントの運営全般について
 - ①事業全般の運営管理、運営スケジュール・マニュアルの作成
 - ②事業実施体制、安全管理、人員配置計画の作成
 - ③会場施設との連絡、調整
 - ④新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の実施
- (2) 会場演出及び設営・撤去
 - ①会場レイアウトの作成、ブース等の設計
 - ②会場内外の各種ブース、サイン、装飾、パネル等の制作、設置、撤去、清掃
- (3) 交通対策及び参加者の安全確保等
 - ①参加者の安全管理
 - イ) 会場施設及び周辺の状態の事前確認を十分行い、危険箇所の把握に努め、イベント当日の事故や施設の破損等がないよう十分な対策を講ずること。
 - ロ) 万が一、事故等が発生した場合は、受託者の責任で対応するものとする。
 - ハ) 参加者が会場間を移動する際の安全確保についても、十分対策すること。
 - ②会場及び駐車場への交通整理員・雑踏警備員の配置
 - ※警備員の必要数については受託者決定度別途協議。職員等の配置も可。
 - ③会場及び駐車場への誘導看板類、会場管理・警備に必要な看板類を作成すること。
 - ④会場及び臨時駐車場周辺の住民、店舗等への配慮すること。
- (4) シャトルバスの運行による臨時駐車場からイベント会場付近までの移動
 - ①参加者向けに、貸切バスを利用してシャトルバスを運行し、参加者の健康及び安全に十分配慮した対応を行うこと。(乗車運賃は無料とする)
 - ②区間は、宮崎公立大学体育館駐車場から「二の鳥居」前ロータリー付近を想定。
 - ③シャトルバス乗降場所には誘導人員等を配置し、必要に応じて区画整理(コーン・パー等の設置)を行うこと。
 - ④シャトルバスの運行ダイヤを作成し、バス乗降場所や案内チラシ、WEB上に掲載するなど、参加者に対して適切な周知に努めること。
- (5) 雨天時の対応
 - ①雨天時の対応計画の作成(内容の代替措置を含む)
 - ②雨天時の会場変更等に関する関係者への連絡、調整

- (6) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関すること
 - ①新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関する、安全計画を作成すること
 - ②来場者の入場時の検温、体調チェック、手指消毒等等基本的な感染対策の実施
 - ③出演者及びスタッフの感染症対策の実施
- (7) その他運営・管理・連絡・手続き・人員配置・保険・医療等の提案及び実施
 - ①イベント保険等に参加し、イベント運営上の瑕疵により、来場者等第三者の身体を害し、または財産に損害を与えたことにより主催者に法律上の賠償責任が生じることによって被る損害に対して保険金を支払う保険に参加するもの。

○イベント企画について

- (1) イベント企画全般について
 - ①「新しい生活様式」の中においても実現可能なもので、効果的なPRや県内外からの誘客につながるようなイベントを企画し提案すること。特に、県外からの誘客効果が高いと見込まれる場合は、県外客に向けた特別な企画を提案すること。
 - ②企画イベントの実施スケジュール、会場マップ等の作成すること。
 - ③企画イベント開催に向けての準備全般（必要な消耗品・備品の準備・購入等を含む）
 - ④新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、十分な対策を講じること。
- (2) イベントの企画について

「神武東遷」をテーマに、会場である宮崎神宮の空間を生かし、誘客につながる以下の企画を提案すること。なお、提案に際しては、企画した理由を記載すること。

 - ①参加型体験イベントについて
 - イ) 提案内容には、イベント会場内に、体験やアトラクションコーナーを設け、常時楽しめる企画を含めること。年齢、性別問わず参加できるものとし、集客効果を見込める企画とすること。
 - ロ) 体験イベントの内容次第では、参加者の事前募集、選定を行うことも可とする。
 - ②ステージイベントについて
 - イ) メイン会場内にステージを設置し、来場者に向けたステージライブやアトラクション等、集客効果を見込める企画を実施すること。
 - ロ) タイムスケジュール、イベント当日の進行台本を作成すること。
 - ③グルメブースについて
 - イ) 「宮崎ぎょうざ」をメインとした、宮崎市の特産品の販売を行うブースを設け、集客を見込めることのできる企画を提案すること。
 - ロ) 酒類の販売は認めないものとする。
 - ハ) 出店者については6店舗程度、いずれも宮崎市内の事業者を基本とする。
 - ニ) 出店に係る各種届け出や手続きについては、出店事業者が行うものとし、本業務においては行わないものとする。

ホ) 事業者選定にあたり、宮崎市の意見を聴取する等、事前の協議を行うこと。

(3) イベント講師・演者等の募集、調整等

①講師・演者には報酬を支払うこと。

②講師や演者への費用については、受託者が交渉すること。

③講師とイベント内容や当日の運営、準備物手配の責任分担等について、十分な協議を行い、より魅力的な内容の実現と円滑な実施に向け、協力すること。

(4) 参加型体験イベント参加者の募集、選定

①参加者募集計画及び選定基準の作成

イ) 参加者の年齢、性別は問わない。

②参加者募集の実施

イ) 参加希望者多数の場合は、公平な選定基準により、定員に絞り込むこと。

(5) イベントパンフレットの作成

イベントパンフレットの取材、構成、執筆、編集、印刷等、納品までの一連の業務全般を行うこと。仕様等については以下のとおりとする。

①仕様：仕上りA4（見開きA3）、両面フルカラー

②用紙：マットコート70kg以上

③数量：1,000部

④掲載内容として、神話関係の情報、当日の時間割、会場マップ等を盛り込み、その他、参加者が神話に興味を持つきっかけ作りとなるパンフレットを作成すること。

(6) 広報・宣伝

広報・宣伝に関しては県内外からの誘客を促進するため、効果的な情報発信を行うこと。特に、県外からの誘客に関しては隣県（熊本県、大分県、鹿児島県）を中心とした広報活動を行うこと。

①広報計画の作成

②チラシ・ポスター等の広報物制作

構成、編集、印刷等、納品までの一連の業務全般を行うこと。仕様等については以下のとおりとする。

イ) チラシ

(仕様：A4、両面カラー、マットコート70kg以上 数量：2,000部)

ロ) ポスター

(仕様：A2、カラー 数量：100枚)

③WEB

イベントの概要、参加者に対する周知事項等、イベントに関する情報を一体的に掲載するWEBサイトを作成、運用すること。

④その他「実施の背景・目的」をより効果的に達成するための広報媒体等があれば、その提案も可とする。

(7) 県外からの誘客策

県外からの独自の誘客策があれば提案すること。尚、それに係る経費等については受託者負担とする。

(例：バスツアーや宿泊プランの造成、団体や企業の招聘等)

(8) その他

①参加者へのアンケート実施及び分析

参加者のイベントへの参加前と参加後の、認知度や興味の変化や事業実施の効果が測れる内容とすること。

②イベントに向けての協議報告書、イベント実施報告書の作成

委託業務の完了後、1か月以内に、実施報告書、収支決算書、及びその他市が指定する書類を提出すること。

7. 事務分担

本市との事業者の業務事務分担は下記のとおりとし、定めのない事項は、別途協議する。

(1) 宮崎市の業務

- ・雨天時の実施の判断
- ・市ホームページでの広報
- ・宮崎市広報誌への掲載
- ・必要な市関係者のスケジュール調整、あいさつ文作成等
- ・マスコミ対応、必要な広報協力
- ・県外への認知拡大を目的とする情報発信や誘客策への協力
- ・会場施設との連絡調整、その他団体との連携調整等に係る必要な協力

※原則、受託者が対応するものとする。

(2) 事業者

「(1) 宮崎市の業務」以外のイベント実施に係る一切の業務

8. その他留意事項

(1) 一般事項

- ・業務の遂行に当たっては、関連する法令等を遵守しなければならない。
- ・宮崎市（以下「本市」という。）情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- ・委託業務期間はもとより委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た機密、個人情報等は他に漏らしてはいけない。
- ・業務全般を総括する制作責任者を置き、本市及び関係者等との調整窓口となり、円滑な業務の進行管理や意思疎通に努めること。
- ・あらかじめ本市と調整したスケジュールを厳守すること。

- ・業務遂行に当たっては、本市や関係者等との情報交換を密に行うとともに、本市の指示に従い、適切に対応すること。

- ・各種チラシ、ポスター、パンフレット、映像等の制作物は、本市としての最終決定まで訂正指示に対応すること。

(2) 著作権等

- ・制作物の著作権は全て本市に帰属する。また、本市が必要に応じて、再編集、印刷複製等ができるものとする。

- ・第3者が権利を有している映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者より2次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得ること。なお、必要となる一切の手続き及び使用料の負担は受託者が行うこと。

- ・映像・音楽等の著作権、肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、本市は一切の責任を負わない。

(3) イベントの中止について

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、イベント開催ができない場合は、代替のイベントを実施すること。

- ※オンライン等を活用したイベントなど（コロナ禍での開催が可能なもの）を提案すること。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、中止にせざるを得ない状況になった場合は、準備にかかった費用のみを受託者に対して支払う。

○疑義

- ・本仕様書について疑義が生じたとき、又は、定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、本市と協議すること。

《参考情報》

1. 宮崎神宮主催の催事等について

イベント同日、会場では宮崎神宮主催の建国を記念した催事等が開催される予定です。催事等の詳細につきましては、今秋ごろ決定します。

(1) 紀元祭

- ・会 場：宮崎神宮 本殿前
- ・時 間：午前10時ごろより1時間程度

(2) 建国記念の日奉祝市民マラソン

- ・会 場：宮崎神宮及び周辺道路
- ・時 間：午前8時30分ごろより午後1時ごろまで
- ・参加者：500～600名（観客は除く）

2. イベント企画について

(1) 食のイベント「宮崎ぎょうざ」について

2022年「総務省統計局家計調査」上期集計発表日が令和5年2月7日（火）となっております。昨年度、本市は「ぎょうざ」の購入頻度及び支出金額にて年間日本一となっており、今年度も市観光協会と連携しプロモーションを行っております。